

県有建築物保全点検結果報告書

施設名称: 農業・園芸総合研究所

建物棟名称: 庁舎

所在地: 名取市高館川上字東金剛寺1

①用途: 事務所 ②延べ面積 7,965 m² ③階数: 地上5階 ④構造: RC造 ⑤竣工年度 昭和 47 年度

項目	指摘事項(不具合内容, 関係法令)及び対策等	
1 - 1 敷地及び地盤	(指摘項目) 斜面保護吹付の隙間から植物が生えています。	判定
	(対策等) 除草等の措置が望まれます。	B
2 - 1 建築物の外部	(指摘項目) 室外機が傾いています。また、下端のボルトにナットがありません。	判定
	(対策等) 落下の恐れもあります。早急に対応が必要です。	D
3 - 1 屋上及び屋根	(指摘項目) ドレンに土等が堆積し、詰まりが見られます。	判定
	(対策等) 定期的に清掃してください。	B
3 - 2 屋上及び屋根	(指摘項目) 内樋樋周辺で雨漏れの跡が見られます。	判定
	(対策等) 原因を特定の上、修繕等を検討してください。樋の詰まりの可能性もあります。	B
4 - 1 建築物の内部	(指摘項目) トイレタイルが浮いている箇所があります。	判定
	(対策等) 経過観察するとともに、必要に応じて、修繕等を検討してください。	B
4 - 2 建築物の内部	(指摘項目) 内壁モルタルが浮いている箇所があります。出入口部分ですので頭上に注意してください。	判定
	(対策等) 必要に応じて、修繕等を検討してください。	B
4 - 3 建築物の内部	(指摘項目) 照明にズレが見られます。	判定
	(対策等) 必要に応じて、修繕等を検討してください。	B
5 - 1 避難施設等	(指摘項目) 非常用照明が点灯しない箇所があります。また、電球が外れている箇所があります。	判定
	(対策等) 火災等の停電時において外部へ避難誘導するための重要な設備です。点灯試験を行い、未点灯の非常用照明についてはバッテリー交換又は器具交換が必要です。※バッテリー別置きの非常用照明は建築基準法第12条第4項の規定により、1年ごとに資格者による点検が必要です。	D

6 - 1 その他	(指摘項目)	判定
	(対策等)	A
特記事項		

※ 判定欄には、建築基準法上の支障の有無について、以下の指標により記入願います。

- A 「指摘なし」:支障なし B 「要注意」:経過観察が必要
C 「要計画改修」:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
D 「要是正」:・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

点検実施日: 令和5年8月22日

2-1



ナットがない。

判定等	施設名称	建物棟名称	判定	室外機が傾いています。また、下端のボルトにナットがありません。落下の恐れもあります。早急に対応が必要です。
	農業・園芸総合研究所	庁舎	D	

5-1



判定等	施設名称	建物棟名称	判定	非常用照明が点灯しない箇所があります。また、電球が外れている箇所があります。火災等の停電時において外部へ避難誘導するための重要な設備です。点灯試験を行い、未点灯の非常用照明についてはバッテリー交換又は器具交換が必要です。※バッテリー別置き非常用照明は建築基準法第12条第4項の規定により、1年ごとに資格者による点検が必要です。
	農業・園芸総合研究所	庁舎	D	

県有建築物保全点検調査結果票 (チェックリスト)

[建築物]

施設名称：農業・園芸総合研究所

建物棟名称：庁舎

所在地：名取市高館川上字東金剛寺1

①用途：事務所 ②延べ面積：7965㎡ ③階数：地上5階 ④構造：RC造 ⑤竣工年度：昭和47年度

当該建築物の調査者		資格名及び氏名
	代表となる調査者	
	その他の調査者	

番号	調査項目		調査結果 (該当箇所○印)				備考
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正	
			A	B	C	D	
1 敷地及び地盤							
(7)	塀	組積造の塀又は補強コンクリートブロック造の塀等の劣化及び損傷の状況					
(8)	擁壁	擁壁の劣化及び損傷の状況		○			
2 建築物の外部							
(2)	基礎	基礎の劣化及び損傷の状況	○				
(4)	土台 (木造に限る)	土台の劣化及び損傷の状況					
(6)	外 壁	躯体等	木造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(7)			組積造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(8)			補強コンクリートブロック造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況				
(9)			鉄骨造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の外壁躯体の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(11)	外 壁	外装仕上げ材等	タイル、石貼り等(乾式工法によるものを除く。)、モルタル等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(12)			乾式工法によるタイル、石貼り等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(13)			金属系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(14)			コンクリート系パネル(帳壁を含む。)の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況				
(15)	窓サッシ等	サッシ等の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○				
(17)	外壁に緊結された広告板、空調室外機等	機器本体の劣化及び損傷の状況	○				
(18)		支持部分等の劣化及び損傷の状況			○		

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
3 屋上及び屋根								
(1)	屋上面	屋上面の劣化及び損傷の状況、及び雨漏れの状況	○					
(2)	屋上周り (屋上面を除く。)	パラベットの立上り面の劣化及び損傷の状況	○					
(3)		笠木モルタル等の劣化及び損傷の状況						
(4)		金属笠木の劣化及び損傷の状況	○					
(5)		排水溝（ドレーンを含む。）の劣化及び損傷の状況		○				
(7)	屋根 (屋上面を除く。)	屋根の劣化及び損傷の状況						
(8)	機器及び工作物 (冷却塔設備、広告塔等)	機器、工作物本体及び接合部の劣化及び損傷の状況						
(9)		支持部分等の劣化及び損傷の状況						
4 建築物の内部								
(5)	防火区画	防火区画の外周部	令第112条第16項に規定する外壁等及び同条第17項に規定する防火設備の劣化及び損傷の状況	○				
(6)	壁の室内に面する部分	躯体等	木造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(7)			組積造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(8)			補強コンクリートブロック造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(9)			鉄骨造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況		○			
(10)			鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の壁の室内に面する部分の躯体の劣化及び損傷の状況					
(12)		耐火構造の壁又は準耐火構造の壁 (防火区画を構成する壁に限る。)	部材の劣化及び損傷の状況	○				
(13)			鉄骨の耐火被覆の劣化及び損傷の状況					
(17)		床	躯体等	木造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(18)				鉄骨造の床躯体の劣化及び損傷の状況				
(19)				鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の床躯体の劣化及び損傷の状況	○			
(21)	耐火構造の床又は準耐火構造の床 (防火区画を構成する床に限る。)		部材の劣化及び損傷の状況	○				

番号	調査項目		調査結果（該当箇所○印）				備考	
			指摘無	要注意	要計画 修繕	要是正		
			A	B	C	D		
(24)	天井	令第128の5条各項に規定する建築物の天井の室内に面する部分	室内に面する部分の仕上げの劣化及び損傷の状況					
(25)		特定天井	特定天井の天井材の劣化および損傷の状況					
(30)		防火設備（防火扉，防火シャッターその他これらに類するものに限る。）又は戸	常時閉鎖又は作動した状態にある防火設備又は戸（以下「常閉防火設備等」という。）の本体と枠の劣化及び損傷の状況	○				
(34)		照明器具，懸垂物等	照明器具，懸垂物等の落下防止対策の状況		○			
(37)		警報設備	警報設備の劣化及び損傷の状況					
(45)	石綿等を添加した建築材料		吹付け石綿等の劣化の状況					
(47)			囲い込み又は封じ込めによる飛散防止措置の劣化及び損傷の状況					
5 避難施設等								
(8)		避難上有効なバルコニー	手すり等の劣化及び損傷の状況					
(15)	階段	階段	階段各部の劣化及び損傷の状況	○				
(25)	排煙設備等	防煙壁	防煙壁の劣化及び損傷の状況					
(28)		排煙設備	排煙設備の作動の状況	○				
(39)	その他の設備等	非常用の照明装置	非常用の照明装置の作動の状況				○	
6 その他								
(1)	特殊な構造等	膜構造建築物の膜体，取付部等	膜体及び取付部材の劣化及び損傷の状況					
(3)		免震構造建築物の免震層及び免震装置	免震装置の劣化及び損傷の状況（免震装置が可視状態にある場合に限る。）					
(5)		避雷設備	避雷針，避雷導線等の劣化及び損傷の状況	○				
(6)	煙突	建築物に設ける煙突	煙突本体及び建築物との接合部の劣化及び損傷の状況					
(7)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					
(8)		令第138条第1項第一号に掲げる煙突	煙突本体の劣化及び損傷の状況					
(9)			付帯金物の劣化及び損傷の状況					

県有建築物保全点検結果報告書(電気)

調査年月日	令和5年8月22日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度、改修概要、 施工業者	H25 直流電源装置更新工事	
施設名称	農業・園芸総合研究所		H30 受変電設備改修工事	
棟名称	庁舎		R2 空調設備改修工事	
調査者 (所属・職・氏名)			三相変圧器増設	
立会者			R4-R5 電気設備改修工事	
			分電盤、動力盤更新	
		受変電保守業者		
		設備容量・契約	2300 kVA	1025 kW
竣工年度	昭和47年度	電気設備方式	受変電方式	高圧(6kV)
施工業者			非常用自家発	
			常用自家発	
			その他設備	

調査対象設備		設置年or更新年	経過年数	不具合事象 (機能低下、異音異臭、腐食、損傷、発熱、油・空気漏れ、液漏れ、固定不良、基準値外れ、沈下亀裂)			判定	備考
受変電設備								
高圧引込設備	PAS	平成30年	5年	なし			A	
	高圧ケーブル	平成30年	5年	なし			A	
受変電設備	屋外キュービクル	平成30年	5年	なし			A	
	コンデンサ53.2kVar×3台	平成30年	5年	なし			A	
	屋内キュービクル	平成30年	5年	なし			A	
	変圧器1φ100kVA×3台	平成30年	5年	なし			A	
	変圧器3φ100kVA	平成30年	5年	なし			A	
	変圧器3φ300kVA	令和3年	2年	なし			A	
直流電源装置		平成26年	9年	なし			A	蓄電池2013年製
電灯・動力設備								
電灯分電盤・電灯動力分電盤		平成8年	27年	なし			A	S47年製の盤はR5改修済
動力盤・制御盤		令和5年	0年	なし			A	S47年製の盤はR5改修済
開閉器盤								
その他								

総括	・支障は認められませんでした。
----	-----------------

その他の特記事項	・電気設備点検で指摘のあった構内柱接地抵抗の基準値超過、樹木接近注意箇所について、対応を検討願います。
----------	---

- [判定]□
- A 指摘なし:支障なし
 - B 要注意:経過観察が必要
 - C 要計画改修:長寿命化の観点から計画的な対策が必要
 - D 要是正:・危険防止の観点から早急な対策が必要
・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要

具有建築物保全点検結果報告書(機械)

調査年月日	令和5年8月22日	改修履歴 大規模改修工事等の 実施年度, 改修概要, 施工業者	H3 ボイラ改修工事 (株)相澤設備
施設名称	農業・園芸総合研究所		H7 蒸気配管更新 (株)相澤設備
棟名称	庁舎		H7 給水配管更新 (株)相澤設備
調査者 (所属・職・氏名)			H27暖房用ボイラー更新工事
立会者			
竣工年度	昭和47年度		
施工業者		空調方式	中央方式
		給水方式	重力給水方式

点検対象設備 (重要部位)		有無	設置 or 更新年度	経過 年数	不具合事象 (機能低下, 異音異臭, 腐食, 損傷, 発熱, 漏れ, 基準値外れ, 固定部不良)	判定	備考
空調設備							
熱源機器	ボイラー	有	平成27年	8年	なし	A	铸铁製セクショナルボイラ 2基(蒸気)
	温水発生機						
	冷温水発生機						
	冷凍機						
	温風炉						
冷却塔							
ポンプ(床置型)							
主要配管		有	平成7年	28年	なし	A	
衛生設備							
受水槽		有	平成7年	28年	なし	A	FRP製 60m ³
高架水槽		有	平成7年	28年	なし	A	本館用 FRP製 20m ³
給湯ボイラー(中央式)							
揚水ポンプ(床置型)		有	平成7年	28年	腐食	B	3つの高架水槽に送っているため計6台ある。錆による腐食。耐用年数超過。
給水ポンプユニット							
主要配管		有	平成7年	28年	なし	A	
その他							

総括	現状支障ありませんが、揚水ポンプにおいて錆による腐食が発生しています。経過観察のうえ使用願います。
----	---

その他の特記事項	
(共通事項) 業務用冷凍空調機器が設置されているため、平成27年4月改正された「フロンガス排出抑制法」に基づく、パッケージエアコン等の簡易点検を3ヶ月に1回以上実施願います。 建築基準法第12条4項による建築設備法定点検が実施されていないため、有資格者による建築設備の点検を年に1回実施願います。	

- [判定]
- A 指摘なし: 支障なし
 - B 要注意: 経過観察が必要
 - C 要計画改修: 長寿命化の観点から計画的な対策が必要
 - D 要是正: 危険防止の観点から早急な対策が必要
 - ・建物の機能維持に重大な影響があり早急な対策が必要